

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年3月27日

提 出 者

10番 近藤和義

4番 小林清章

9番 本間まさよ

12番 田中節男

16番 大野まさき

17番 松本清治

21番 石井一徳

25番 与座武

30番 水野学

武蔵野市議会議長 山下倫一 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前

（議会運営委員会の設置）

第3条の2 （略）

2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。

3 （略）

（委員の選任）

第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が議会に諮って指名する。

（会議要録の作成及び保管）

第23条 （略）

2 前項の会議要録は議長が保管する。

別表（第2条関係）

名称	定数	所 管
総務委員会	<u>8人</u>	1 企画政策室、総務部、防災安全部、 <u>財務部（施設課に属することを除く。）</u> 、収入役室、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。
		2 環境部生活経済課、交流事業課、戸

		籍住民課及び市政センターに属すること。 3 他の常任委員会の所管に属さないこと。
文教委員会	<u>7人</u>	1 子ども家庭部に所属すること。 2 教育委員会に属すること。
厚生委員会	<u>8人</u>	1 福祉保健部に属すること。 2 環境生活部保険年金課、環境政策課、ごみ総合対策課及びクリーンセンターに属すること。
建設委員会	<u>7人</u>	1 <u>都市整備部及び水道部に属すること。</u> 2 <u>財務部施設課に属すること。</u>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第2項及び別表定数の欄の改正は、平成19年5月1日から施行する。

(収入役等に関する経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者の当該収入役としての任期中においては、改正後の別表総務委員会の部1の項の規定は適用せず、改正前の別表総務委員会の部1の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「財務部（施設課に属することを除く。）」とあるのは、「財務部」とする。

(提案理由)

武蔵野市議会議員定数条例の一部を改正する条例（平成18年12月武蔵野市条例第43号）、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行等に伴い、所要の改正をするものである。

改正後	説明							
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が議会に諮って指名する。<u>ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p>(会議要録の作成及び保管)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 <u>前項の会議要録は、電磁的記録によることができる。この場合における署名又は押印については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の会議要録は、議長が保管する。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>ただし書の改正</p> <p>項の改正</p> <p>項の追加</p>							
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="236 1635 1136 2000"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1635 424 1688">名称</th> <th data-bbox="424 1635 525 1688">定数</th> <th data-bbox="525 1635 1136 1688">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1688 424 2000" rowspan="2">総務委員会</td> <td data-bbox="424 1688 525 2000" rowspan="2"><u>7人</u></td> <td data-bbox="525 1688 1136 1912">1 企画政策室、総務部、防災安全部、<u>財務部、会計管理室</u>、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="525 1912 1136 2000">2 環境部生活経済課、交流事業課、戸</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定数	所 管	総務委員会	<u>7人</u>	1 企画政策室、総務部、防災安全部、 <u>財務部、会計管理室</u> 、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。	2 環境部生活経済課、交流事業課、戸	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
名称	定数	所 管						
総務委員会	<u>7人</u>	1 企画政策室、総務部、防災安全部、 <u>財務部、会計管理室</u> 、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。						
		2 環境部生活経済課、交流事業課、戸						

		<p>籍住民課及び市政センターに属すること。</p> <p>3 他の常任委員会の所管に属さないこと。</p>	
文教委員会	<u>6人</u>	<p>1 子ども家庭部に所属すること。</p> <p>2 教育委員会に属すること。</p>	字句の改正
厚生委員会	<u>7人</u>	<p>1 福祉保健部に属すること。</p> <p>2 環境生活部保険年金課、環境政策課、ごみ総合対策課及びクリーンセンターに属すること。</p>	字句の改正
建設委員会	<u>6人</u>	<u>都市整備部及び水道部に属すること。</u>	<p>字句及び項の改正</p> <p>項の削除</p>